

平成 29 年 2 月 8 日

## 扶老会病院行動計画

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 1月 1日～平成31年12月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1 : 妊娠中及び出産後の職員の健康管理や情報提供。

#### <対策>

- 平成29年1月～ 母子健康管理制度に関する情報を対象者に周知し利用を促すとともに、管理職を含む全職員に再度周知し、情報提供を行う。

目標2 : 計画期間中に男性職員対象者が育児休業を1人以上取得する事。

#### <対策>

- 平成29年 1月～ 男性職員育児休業を取得できることを、研修会等を通じて再度周知を図る。
- 平成29年 1月～ 平成29年4月からの育児休業規程の改正を各部門の職員に育児支援措置について周知・徹底する。
- 平成29年 1月～ 配偶者の出産時期が近づいた時に、職場の勤労部門に届けることにより、種々の育児支援措置について相談を受けることができるようにする。

目標3 : 出産や育児休業による退職者について再雇用制度の実施

#### <対策>

- 平成29年1月～ 出産や育児休業による退職者の再雇用実施促進

目標4 : ハラスメントによる退職者の防止対策実施

#### <対策>

- 平成29年1月～ 全職員に対して各種ハラスメント(セクハラ・パワハラ・マタニティハラスメント等)の発生防止を徹底。
- 平成29年1月～ 妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性職員及び育児休業等の制度を利用する男女職員の妨げとなるものであり、職場でのハラスメントを排除し快適な職場作りを行う。